

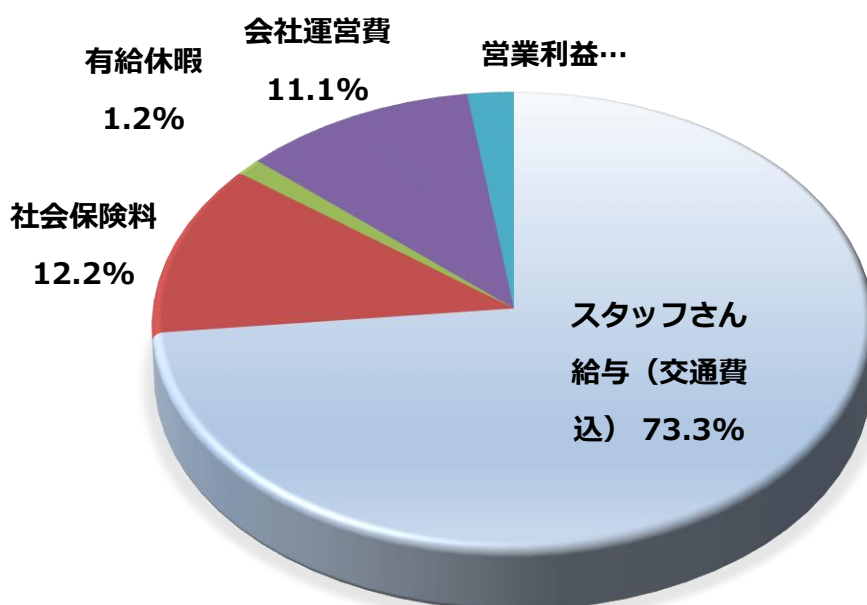
マージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合

（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

① 労働者派遣料金の平均額 1日（8時間当たり）の平均	13,069円
② 派遣労働者の賃金の平均額1日（8時間当たり）の平均	9,584円
③ マージン率 ※ (①-②) ÷①	26.70%



一番多くを占めるのがスタッフさんの給与で料金総額の約**73.3%**です。

次いで、スタッフさんの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料となります。また、スタッフさんの有給休暇を取得する際に、派遣先に休暇期間についての料金請求はできません。会社としては、スタッフさんの雇用元として賃金の支払いが生じる為、その引当分としての費用が含まれます。

その他、人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がありこれらすべてを差し引いた残りの会社の営業利益となります。